

公表用	

令和 8 年 6 月

第 36 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 10 名

欠席委員 3 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	欠
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	欠

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 132 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 133 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 134 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 135 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 136 号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画案の決定申請があったので本会の審議に附す。
報告第 19 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 10 名で定足数に達していますので、これより、第 36 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 132 号から議案第 136 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 132 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 132 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 6 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■、畑、260 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■。■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います。
西村委員	泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、西泉■■■■、田、128 m ² 。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、東泉■■■■、田、767 m ² 。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字長木■■■■、畑、1,804 m ² 。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。母から子へ贈与により所有権を移転するものということで申請されております。

会長 事務局	書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 5 番。物件の表示は、大字長音寺■■■■、田、273 m²。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/2 と行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4 と行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 事務局	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
会長	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字福丸■■■■、田、1,064 m²、外 1 筆計 1,442 m²。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。
会長	—質疑なし—
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 132 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	—全員挙手—
事務局	全員賛成と認めます。よって、議案第 132 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 133 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
会長	朗読します。議案第 133 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。
富田委員	議案の朗読が終わりました。延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字草野■■■■、田、1,501 m²。転用理由としては、貸事業用地を造成するものです。内容は、貸事業用地 1,501 m²です。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。書類等完備しており、都市計画区域内の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長	報告が全て終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 133 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 133 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 134 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 134 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 4 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、大分県中津市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、行事■■■■■、田、1,612 ㎡と行事■■■■■、田、22 ㎡、2 筆計 1,634 ㎡。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 3 棟 462.55 ㎡、駐車場 297 ㎡、その他 874.45 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域内の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、京都郡みやこ■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■■、畑、407 ㎡、と大字今井■■■■■、田、58 ㎡、2 筆計 465 ㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により使用貸借権を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 120 ㎡、その他 345 ㎡。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、東京都品川区■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、北泉■

	■■■、田、670 ㎡、と北泉■■■■、田、487 ㎡、2 筆計 1,157 ㎡、このほか農地外 350 ㎡有。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4 と兵庫県加古川市■■■■、■■■■さん持分 1/4 と行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4 と兵庫県西宮市■■■■、■■■■さん持分 1/4 です。転用理由としては、借地契約により借地権を設定し、店舗を建築するものです。店舗 205.25 ㎡、駐車場 832.95 ㎡、その他 468.80 ㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに造成されているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域内の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長音寺■■■■、田、375 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/2 と行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4 と行橋市■■■■、■■■■さん持分 1/4 です。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 99.16 ㎡、その他 275.84 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。
	ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 134 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 134 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 135 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 135 号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。1 番から 4 番までは農地転用計画があり、農業振興地域からの除外を行い、青地から白地へ変更するものです。整理番号 1 番。土地の所

	在は、泉中央■■■■、田、1,251 m²と泉中央■■■■、田、1,271 m²、2筆計 2,522 m²です。計画の変更目的は、特定建築条件付売買予定地となっております。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さん。転用者は行橋市■■■■、■■■■です。計画の変更の区分は除外です。続きまして、整理番号 2 番。土地の所在は、大字流末■■■■、田、94 m²です。計画の変更目的は、駐車場となっております。所有者は、大分県中津市■■■■、■■■■さん。転用者は行橋市■■■■、■■■■さんです。計画の変更の区分は除外です。続きまして、整理番号 3 番。土地の所在は、大字下崎■■■■、田、2,662 m²のうち 2,496 m²です。計画の変更目的は、資材置場となっております。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん。転用者は、みやこ町■■■■、■■■■です。計画の変更の区分は除外です。続きまして、整理番号 4 番。土地の所在は、大字常松■■■■外 32 筆、田、畑の他、山林、原野があり、112,314 m²のうち 98,158 m²です。計画の変更目的は、物流倉庫となっております。所有者は、行橋市■■■■、■■■■。転用者は、行橋市■■■■、■■■■です。計画の変更の区分は除外です。続きまして、これからの 2 件については用途区分の変更となります。農業に関する施設などを青地のままで転用するために変更します。整理番号 5 番。土地の所在は、大字延永■■■■、田、1,056 m²のうち 154 m²と大字延永■■■■、田、257 m²、2筆計 411 m²です。計画の変更目的は、農業用倉庫となっております。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さん。転用者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。計画の変更の区分は用途区分変更です。最後に、整理番号 6 番。土地の所在は、大字天生田■■■■、田、2,730 m²のうち 898 m²です。計画の変更目的は、障害者就労支援施設となっております。申請者は、行橋市■■■■、■■■■です。計画の変更の区分は用途区分変更です。承認いただければ行橋市長へ意見書を送付いたしますので、本会議でも審議の程よろしく申し上げます。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 136 号について、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 136 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 136 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 136 号。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定について。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、行橋市長より地域計画案の決定申請があったので本会の審議

会長 事務局	に附す。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長石本浅夫。以上です。 議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。 説明します。こちらについては別紙を配布していますのでご覧ください。地域計画については毎年 1 回見直しを行うこととしており、今回はその分となっておりです。内容としては昨年に農業振興地域から除外したところ、編入したところを反映した地域計画に見直しを行うということで行橋市より意見を求める申請がありました。承認いただければ行橋市長へ意見書を送付いたしますので、本会議でも審議の程よろしく願います。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 136 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 136 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、報告第 19 号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第 19 号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 8 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長石本浅夫。記、① ■■■■。土地、大字蓑島■■■■、畑、275 m²。理由、当該農地は、山林となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
会長	朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。13 番、吉村委員、1 番、西本委員に署名願います。本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。